



「高度プロフェッショナル制度」の新設

今回は働き方改革の中の「高度プロフェッショナル制度」(特定高度専門業務・成果型労働制)の新設を取り上げました。政府念願のいわゆる「残業代ゼロ法案」がやっと可決・成立しました。経営者にとってはなんとも魅力的な内容を持っている制度ですから、きちんと手続きをすれば、使いこなせるのでは？と考えませんでしたか？現時点で対象業務内容も年収条件も厚労省の省令待ちの状況ですが **施行日は平成31年4月1日** です。

◆ 高度プロフェッショナル制度の概要

高度な専門的知識等を必要とする **一定の業務に従事** する **一定範囲の労働者** について、**使用者が健康確保措置** を講じることを要件として、制度導入に係る **労使委員会の決議** を行政官庁(労働基準監督署)に届けた場合に、**対象労働者本人の同意を得て**、労働基準法第4章で定める労働時間、休憩、休日および深夜の割増賃金に関する規定の **適用を除外** します。

◆ 対象業務・対象労働者

対象業務(今後省令で決定される予定)

- ①高度の専門的知識等を必要とし、
- ②その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる業務
 - ・金融商品の開発業務、ディーリング業務
 - ・アナリストの業務(企業・市場等の高度な分析)
 - ・コンサルタントの業務(事業・業務の企画運営に関する高度な考案または助言)
 - ・研究開発業務 等

対象労働者の範囲 = ①②のいずれにも該当すること

- ①職務を明確に定める「職務記述書」等により同意している労働者
- ②年収要件(今後省令で決定される予定)

: 1年間に支払われることが確実に見込まれる賃金額が、平均給与額の3倍を相当程度上回る。

◆ 労使委員会の決議 (5分の4以上の多数による決議)

労使委員会の要件

- = ①委員の半数は、過半数労働組合または過半数代表者に人気を定めて指名されていること
- ②委員会の議事録が作成・保存され、労働者に周知されていること
- ③委員会の運営規程が定められていること

決議事項

- = ①対象業務 ②対象労働者の範囲
- ③「健康管理時間」を把握する措置 (今後省令・指針が出される予定)
- ④健康・福祉確保措置
 - 「必要事項」: 対象労働者に対し、年間を通じ104日以上かつ4週を通じ4日以上 of 休日を与える
 - 「選択的義務」: 1. インターバル措置(終業時刻から始業時刻まで一定時間以上を確保)
 - かつ、1ヶ月について深夜業は一定の回数以内とする。
 - 2. 1月または3月の健康管理時間の上限措置
 - 3. 2週間連続の休日
 - 4. 臨時の健康診断
- ⑤対象労働者の健康管理時間の状況に応じた年休以外の有給休暇の付与、健康診断の実施等
- ⑥対象労働者の同意の撤回に関する手続
- ⑦対象労働者からの苦情処理措置
- ⑧不同意労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ⑨その他厚生労働省令で定める事項

届出をした使用者は上記の④⑤の実施状況を行政官庁に報告しなければならない。
労使委員会の決議は労働時間等に関する労使協定に代替することができます。

◆ 気になる点

- ・かたや時間外労働や36協定に長時間労働の歯止めをかけておきながら、現状の裁量労働制では物足りず、厳しい？条件付きと言えど、深夜労働の割増賃金も発生しない制度ですよ！
- ・施行後に法改正されれば、年収要件の引き下げや対象業務・対象労働者の範囲拡大などが容易にできてしまうのではないのでしょうか？
- ・結果、厳しい条件もなし崩しになっていくような…… ととても心配です。